

入学、転校(転出・転入)の案内

入学について

小学校に入学するお子さんは、就学時健康診断を毎年、10月から11月にかけて行います。検診日等の詳細については、学校から各家庭に直接通知します。また、1月末までに教育委員会から、入学日と入学する学校の指定通知書を郵送します。

今川小学校からの転出について

- (1) 行橋市内の学校に転出する場合
 - ① 市役所住民課で住民異動届を提出し、教育委員会で転学（転入学）通知書を受け取る
 - ② 本校に転学通知書を提出する
 - ③ 本校から転出書類を受け取る
 - ④ 転入する学校へ①の転入学通知書と、③の転出書類を持参し、転入手続きを行う。
- (2) 行橋市外の学校へ転出する場合も、上記の手続きを行う
※ 行橋市では転出の手続きしかできませんので、転入先の市町村役場で、転入の手続きをして下さい。

今川小学校への転入について

- ① 市役所住民課で住民異動届を提出し、教育委員会で転入学（転学）通知書を受け取る
- ② 本校に①の通知書を持参し、転入手続きを行う

※ 詳しくは行橋市教育委員会のホームページ、または、本ナビ『資料』から問い合わせをして下さい。

転入時の服装・用具等について

- ◇通学服： 制服や標準服等の規定はありません。学校生活に適している服装で通学させてください。
- ◇体操服： 指定の体操服を基本としますが、当面は前の学校のものを着用して構いません。市内のスポーツ店で購入できます。
- ◇教科書： 前の学校と異なるものは、新たに今川小で支給されます。保護者の手続き等は必要ありません。
- ◇用具類： 今までのものを、そのまま使用してください。特別に必要なものがあれば、担任から連絡します。必ず記名をしてください。